

事務事業評価等及び施策評価に関する実施要綱

(目的)

第1条 事務事業評価及び事務事業点検（以下「事務事業評価等」という。）並びに施策評価は、川崎市総合計画の適正な進行管理等を行うため、計画に位置付けられた目標に対する成果を的確に把握することで、課題を明確化し、取組の改善につなげるとともに、公正かつ透明性の高い市政運営と市民への説明責任を果たし、あわせて組織の活性化と職員の意識改革を目的として実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務事業評価 川崎市総合計画の政策体系に基づく全事務事業を対象として行う評価をいう。
- (2) 事務事業点検 前号の事務事業を除く政策の執行を支えるその他の事務事業を対象として行う点検をいう。
- (3) 施策評価 川崎市総合計画の政策体系に基づく全施策を対象として行う評価をいう。

(評価の実施)

第3条 川崎市総合計画策定推進本部（以下「市本部」という。）の本部員は、所掌する事務事業について事務事業評価等及び施策評価を実施し、総務企画局及び財政局の本部員は、事務事業評価等及び施策評価の結果を検証する。

(評価結果の活用)

第4条 市本部の本部員は、事務事業評価等及び施策評価の結果を事務事業等の執行に活用するとともに、事務事業の企画立案又は見直しに活用するものとする。

2 総務企画局及び財政局の本部員は、事務事業評価等及び施策評価の結果を組織整備及び職員配置計画の策定、事業調整並びに予算編成に際し活用するものとする。

(評価結果の公表)

第5条 事務事業評価及び施策評価の結果については、公表するものとする。

(実施体制及び庶務)

第6条 事務事業評価等及び施策評価は市本部が総括するとともに、総務企画局及び財政局の共管とし、庶務は総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事務事業評価等及び施策評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月6日から施行する。
(事務事業総点検及び施策評価に関する実施要綱の廃止)
- 2 事務事業総点検及び施策評価に関する実施要綱（17川企評第7号）は、廃止する。